

私は、ただいま提案されました議案第49号、第50号「副知事と監査委員の選任について同意を求める件」についてそれぞれ反対の理由を述べ、討論いたします。

まず、副知事に丹下甲一（たんげ・こういち）氏を選任する件についてであります。

丹下氏の選任に反対する理由は、本県の副知事にどうして国の官僚の出身者を持ってこななければならないのかという点であります。本県の執行部の体制において、土木部長、財政課長をはじめとして、農政課長、義務教育課長など、代々国からの派遣職員が配置されています。地方分権の時代と言われ久しくなりますが、人事面では中央直結の職員配置が続いています。伊藤知事自身も総務省の出身であります。ここで副知事まであえて総務省の官僚出身者を充てる必要があるのでしょうか。今年度は、本会議の答弁席に女性職員はゼロでありましたが、副知事は、民間からや女性の登用など、県政に市民感覚を取り入れた新風を吹き込むことも必要ではないでしょうか。

政権交代後、国において、様々な制度の見直しが行なわれようとしている時に、国の在り方やその責任を問いながら、地方の立場としての主張をしっかりと行うことが求められており、副知事の職に国の官僚の出身者を置くことには同意できないものです。

次に、監査委員に弓指博昭（ゆみさし・ひろあき）氏を選任する件についてであります。

弓指氏は、これまで長年にわたって県幹部職員として勤めてこられました。

行政委員会の制度は、自治体の長とは相対的に独立した執行機関として、行政上の決定を慎重かつ公正・中立に行い、かつそれを執行するために設けられたもので、監査委員は、県の財務に関する事務の執行及び県の経営に係る事業の管理についての監査をはじめ、一般事務、法定受託事務さらに県が補助金、交付金、貸付金などの財政的援助を与えているものなども監査する重要な職務であります。

このような役割から考えたときに、長年県の幹部職員として県政を執行する立場にあったという点からも、また長やその他、現職員からの独立性・中立性を維持するに不十分な面を有すると思われる点から考えても、氏の選任が適切であるとは思えません。監査委員の席には、教育長や副知事と同様に、歴代、退職後の県幹部職員が、退職後のポストとして与えられてきました。このような人事の在り方を見直すべきです。

これらの理由から、二名の選任に同意できないことを表明し、討論いたします。